

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年10月27日

さいたま地方法務局坂戸出張所 登記官 関 田 徹

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第 0320-2024-0004 号	坂戸市大字島田字蟹町4 5 3 番 1